

▼医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金 Q&A

| 番号 | 分類     | 質問                                                                                   | 回答                                                                                                                              | 備考                                      |
|----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1  | 制度全般   | 応援金とは何ですか。                                                                           | ●エネルギー・食材価格高騰により施設運営は厳しさが増している一方で、これらの施設の収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難であることから、緊急的に応援金として支給するものです。                        |                                         |
| 2  | 制度全般   | 応援金の対象施設の考え方はどうなっていますか。                                                              | ●収入が公定価格（診療報酬、介護報酬、障がい福祉サービス報酬、措置費、物価統制令等）で決められているなど、原油価格・物価高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な施設を対象としています。                                     |                                         |
| 3  | 制度全般   | 前回に比べ応援金の支給額が減少しているのはなぜですか。<br>（前回比：光熱費1/3、食材料費1/2 程度）                               | ●支給額は、令和6年度の公的価格等の見直しや、国の光熱費への支援の終了などの状況から、総合的に判断した金額としています。                                                                    |                                         |
| 4  | 対象施設   | 具体的な応援金の支給対象施設はどんな施設ですか。                                                             | ●施設等を所管している担当課でそれぞれ定める「令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給要綱」に掲げる施設等で島根県内に所在地があり、令和7年6月1日までに開設、運営を開始している施設が対象となります。               |                                         |
| 5  | 対象施設   | 休止中の事業所、施設は支給対象ですか。                                                                  | ●令和7年6月1日時点で休止中の事業所、施設は対象となりません。                                                                                                |                                         |
| 6  | 対象施設   | 今後、開設予定の事業所、施設は支給対象ですか。                                                              | ●令和7年度中に開設する事業所、施設であっても令和7年6月1日時点で開設、運営していない場合は対象となりません。                                                                        |                                         |
| 7  | 対象施設   | 事業所、施設は島根県内にあるものの、本社が島根県内でない場合、申請できますか。                                              | ●本社が島根県外であっても、島根県内を所在地とする事業所、施設が存在する場合は、当該事業所、施設分については支給対象となります。<br>●なお、本社が島根県内であっても、島根県外に所在する事業所、施設分については支給対象外です。              |                                         |
| 8  | 対象施設   | 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできますか？                         | ●他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能です。<br>●ただし、本応援金を受給した場合に他の給付金等を受けることができるか否かについては、その給付金の支給要件等をご確認ください。            |                                         |
| 9  | 支給申請   | 施設ごとに申請することができますか。                                                                   | ●申請は、事業者単位とし、1事業者につき1回限りです。複数の施設を運営する場合は、まとめて申請してください。<br>●なお、事業者は、法人及び個人事業主です。                                                 |                                         |
| 10 | 支給申請   | 申請書に押印は必要ですか。                                                                        | ●押印は必須ではありません。                                                                                                                  |                                         |
| 11 | 支給申請   | 委任状は自署でないといけませんか。                                                                    | ●委任者が個人の場合、必ず本人が自署してください。<br>●なお、自署ができない場合は、コールセンター（0120-511-215）へご相談ください。                                                      | 自署できない場合は、その理由を余白に記載したうえで記名してもらう。押印は不要。 |
| 12 | 支給申請   | 支給要綱の支給額どおり申請してよろしいですか。<br>それとも、原油価格・物価高騰の影響による費用負担増と説明できる場合のみが対象となり、応援金の用途制限がありますか。 | ●支給額は、県で原油価格・物価高騰による影響額を試算し、施設種別や規模ごとに支給額相当の影響が出ていると判断した額です。<br>●したがって、施設において改めて影響額を積算する必要はなく対象の施設であれば支給額どおり申請でき、特段の用途制限はありません。 |                                         |
| 13 | 支給申請   | 申請の受付期間はいつまでですか。                                                                     | ●申請受付期間は、令和7年8月18日（月）～10月9日（木）としています。                                                                                           |                                         |
| 14 | 支給申請   | 実績報告書の提出は必要ですか。                                                                      | ●実績報告書の提出は不要です。<br>●ただし、虚偽の申請があった場合など不支給要件に該当することが判明した時などは、応援金の返還となる場合があります。                                                    |                                         |
| 15 | 支給申請   | オンライン申請の場合、支給（不支給）決定通知書はどのように連絡がありますか。                                               | ●申請者あてに郵送させていただきます。                                                                                                             |                                         |
| 16 | 支給申請   | 郵送で申請する場合、簡易書留またはレターバックプラスに限定されているのはなぜですか。                                           | ●大切な書類の紛失などのトラブルを未然に防止するため、配達追跡・受取確認が可能な簡易書留またはレターバックプラス（赤枠の封筒）での郵送のみの受付とさせていただきます。                                             |                                         |
| 17 | 応援金の振込 | 申請者と受取口座の口座名義人が異なってもよいですか。                                                           | ●申請者が個人の場合は申請者本人名義の口座、法人の場合は法人名義の口座となります。<br>●したがって、申請者と口座名義人は同一である必要があります。                                                     |                                         |

| 番号 | 分類             | 質問                                                                            | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 備考                                    |
|----|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 18 | 応援金の振込         | 申請してから、どのくらいの期間で振込みがされますか。                                                    | ●応援金は、県から申請者の口座に振込むこととしており、申請から振込まで2〜3か月程度見込んでいます。<br>〔注〕日数は目安です。申請・審査の状況により前後することがあります。                                                                                                                                                                                                                                       |                                       |
| 19 | 応援金の振込         | 前回に比べ支給に時間がかかるのはなぜですか（前回は申請から2週間程度で支給）。                                       | ●前回までは、事務局から申請者の口座に振込みを行いました。今回は、県から申請者の口座に振込みます。このため、県の振込手続きに要する時間が必要となります。                                                                                                                                                                                                                                                   |                                       |
| 20 | 医療機関等          | 病院、診療所の場合、支給対象(外)はどのようになりますか。                                                 | ●応援金の支給の対象事業者は、令和7年6月1日現在で、所在地が島根県内にある支給要綱の別表の対象施設（休止中の施設、市町村が設立した病院及び島根県立盲学校を除く。また、診療所及び歯科診療所にあつては、医師、歯科医師、医療法人、一般社団法人及び消費生活協同組合が医療法（昭和23年法律第205号）第7条又は第8条に基づき開設したものに限る。）を運営する事業者です。<br>●具体的には、島根県医療政策課のHPで公表している「県内の病院・診療所一覧（令和7年6月1日現在）」に掲載された施設のうち、国や市町村立の施設やいわゆる企業内診療所、社会福祉施設内の診療所（医務室）、主に健診等を行っている公的施設及び休止中の施設は対象外となります。 |                                       |
| 21 | 医療機関等          | 施術所を開設しているのに郵送での案内がない理由は。                                                     | ●これまでに県や松江市から別の業務で通知を送付していますが、不達で返送されているためです。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                       |
| 22 | 医療機関等          | 病院内で歯科技工を行っています。歯科技工所として申請は可能ですか。                                             | ●歯科技工士法に基づく届出がされており、令和7年6月1日時点で歯科技工が行われている場合は申請可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                       |
| 23 | 障がい福祉          | 一つの事業所で複数のサービスを運営している場合、それぞれのサービス毎に申請ができますか。                                  | ●可能です。（例：就労継続支援B型と生活介護の多機能型事業所の場合、就労継続支援B型と生活介護の両方のサービスで申請ができます。）<br>●ただし、施設入所支援に併設するサービス（生活介護、就労継続支援B型等）は、その定員数を含めた単価区分となっているためサービス毎の申請はできません。                                                                                                                                                                                |                                       |
| 24 | 障がい福祉          | 地域活動支援センターは対象施設ですか。                                                           | ●対象外です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                       |
| 25 | 高齢者福祉<br>障がい福祉 | 訪問系の事業所において、介護サービス（高齢者）と障がい福祉サービス（障がい）の両方を提供している場合、両方のサービスで申請ができますか。          | ●介護サービス又は障がい福祉サービスのどちらか一方のみ申請可能です。<br>●例えば、訪問介護（高齢者）と居宅介護（障がい）を行う場合や、居宅介護支援（高齢者）と計画相談支援（障がい）を行う場合が該当します。<br>●支給要綱別表の注釈をご参照ください。                                                                                                                                                                                                | 仮に訪問介護と居宅介護の両方で申請があった場合、どちらかを取り下げとなる。 |
| 26 | 薬局             | 保険薬局でない薬局（公定価格が定められていない）も、対象施設となっているのはなぜですか。                                  | ●薬局で販売する医薬品や衛生資材等は、県民の保健衛生の維持等に必要不可欠なものです。<br>●そのため、薬局開設者は物価高騰分を直ちに価格転嫁することは県民への影響が大きくなることから、対象施設としています。                                                                                                                                                                                                                       |                                       |
| 27 | 公衆浴場           | （公定価格が定められていない）その他公衆浴場も、対象施設となっているのはなぜですか。                                    | ●特に燃料費高騰の影響を大きく受けており、その高騰分を直ちに価格転嫁し運営することが困難であることから、対象施設としています。                                                                                                                                                                                                                                                                |                                       |
| 28 | 公衆浴場           | 公衆浴場施設は、各施設で経営規模が大きく異なるところ、応援金額が一律なのはなぜですか（病院や入所施設のように、施設規模に応じた応援金額としなかったのか）。 | ●病院や入所施設のように施設規模を定量的に評価する基準設定が困難であることなどから、一律の応援金額としています。                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                       |